

「城原川ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第1回）」

議 事 録

日 時： 平成 27 年 5 月 18 日（月） 15：30 ～ 16：30
場 所： 佐賀県教育会館（2 階 大会議室）
出席者： 九州地方整備局 金尾局長、森川河川部長、宮本河川調査官、
宗河川計画課長、渡部筑後川河川事務所長
佐賀県 山口知事
市町村 （佐賀市）秀島市長
（神崎市）松本市長

【司会】

それでは皆様お揃いのごさいますので、ただ今より、「城原川ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第1回）」を開催させていただきます。

私、本日の司会進行を担当させていただきます、九州地方整備局河川計画課の宗と申します。どうぞ宜しくお願いいたします。

ご参加の皆様方、報道関係者の皆様、傍聴の皆様方におかれましては、円滑な運営のため、事前にお配りさせていただいております資料にもあります「傍聴に関する留意事項」を遵守していただきますようよろしくお願い致します。

開会にあたりまして、資料の確認をまずさせていただきますと思います。

お手元のクリップをはずしていただきますと、まず頭に会議次第、それから二枚目に配席図があるかと思えます。それぞれ一枚ものです。それから、右肩に資料番号をふっております。【資料-1】、【資料-2】、【資料-3】、【資料-4】、【資料-5】【参考資料-1】という事でお配りをさせていただいております。過不足はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

本日の出席者につきましては、【資料-1】にも記載させていただいておりますが、佐賀県からは山口知事、佐賀市からは秀島市長、神崎市からは松本市長にご出席いただいております。

それでは、開会にあたりまして、九州地方整備局長の金尾よりご挨拶を申し上げます。

【整備局長】

九州地方整備局長の金尾でございます。

第1回「城原川ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の開催にあたり、ご挨拶を申し上げたいと思えます。

皆様方には、平素より国土交通行政の推進にあたりまして、ご支援ご協力を賜っ

ていることを、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げたいと思います。

本日は、大変お忙しい中、山口知事をはじめ、秀島市長、松本市長におかれましては、ご出席いただき、どうも有り難うございます。

ダム事業の検証につきましては、平成 22 年 9 月 28 日に国土交通大臣より、ダム事業の検証に係る検討の指示がなされました。城原川ダムの検証におきましては、これを受けまして、平成 22 年 12 月、そして昨年 10 月の 2 回にわたって準備会を開催してまいったところでございます。

水没予定地の皆さまにおかれましては、昭和 54 年の実施計画調査開始以来、長年にわたりまして、大変なご苦勞、ご心勞をおかけしてきました。また、本日の第 1 回の開催までに時間を要しましたことにつきましても、水没予定地の皆様方に加え、事業に関わる皆様に大変ご迷惑をおかけ致しまして、これにつきましては、誠に申し訳なく思っております。

本日、第 1 回目のご検討の場ということですが、今後速やかに検討を進めて参りたいと考えております。本日の会議では、「検証の方針」を示すとともに、「複数の治水対策案の立案及び概略評価による治水対策の抽出」について説明させていただくこととしております。

どうぞ忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞ宜しくお願いを致します。

【司会】

それでは、議事に入ります前に今回の検討の場で行う内容につきまして、確認と説明をさせていただきます。

一番後ろにあります【参考資料-1】をご覧くださいと思います。

後ろをめぐっていただきまして、個別ダムの検証として今回ご説明をさせていただきますのは、資料の中程に赤枠で囲っておりますが、「(キ) 複数の治水対策案を立案」及び「(ク) 概略評価により治水対策案を抽出」について、本日、検討の内容をご説明させていただきます。

説明は以上でございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

それぞれの説明の後に、質問・ご意見を頂く時間を取らせていただきますのでどうぞよろしくお願い致します。

まず、はじめに城原川ダムの検証を進めるにあたっての「検証の方針」につきまして九州地方整備局の宮本河川調査官より説明致します。

【河川調査官】

九州地方整備局で河川調査官をしております宮本と申します。私の方から「検証の方針」についてという事でご説明をさせていただきます。

資料はお手元に、【資料-3】をご準備下さい。表紙がありまして裏面になります。

「検証の方針」についてということで記載しておるところでございます。読み上げをさせていただきたいというふうに思います。今日から始まる「城原川ダムの検証の方針」ということでございます。皆様にご確認をいただきたいということでございます。

筑後川水系河川整備計画では、城原川の洪水対策に必要な施設として城原川ダムを位置づけており、城原川の流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、必要に応じて調査・検討することとしている。

関係行政機関で構成される「城原川の整備と水利用に関する検討会」では、城原川沿川の水利用を合理化することにより城原川の水収支に不足は生じないことを確認しており、城原川ダムにおける「不特定容量の確保の必要性」はないと判断している。

よって、城原川ダムは、洪水調節のみを目的とした流水型ダムとして検証を行う。

なお、「城原川利水調整協議会」において、城原川の水利用の合理化に向けた取組が継続的に行われている。

説明については以上でございます。

【司会】

それではただいまの説明について、何かご質問等はございませんでしょうか。

【司会】

佐賀県知事様どうぞ。

【佐賀県知事】

私、3月19日に水没予定の現地視察を行わせていただいたところであります。何も手が入っていない状況の中で、そういった集落を回りながら、その過酷さに非常に心が痛みました。特に先ほど局長の方からお話がありましたように、非常に長い間翻弄され続けて、その中でひとつの結論と言う事で、気持ちをひとつにして訴えてくるその姿に、非常にそれを重く受け止めようと考えたところであります。水没住民は元より、下流の住民にとりましても城原川は、近年でも洪水が発生しておりますし、流域の方々の安全・安心のために、早期に治水方針が決定されまして、対策が実施されることが必要だと考えております。そのために臨時的に行いました国への政策提案など、様々な機会を捉えまして、「ダム検証」を早期に進めていただきますように、積極的に国にお願いして参りましたが、今回4年半の間動かなかったこの「検討の場」が大きく動き始めるということに対しまして感謝申し上げたいと思います。城原川の治水対策につきましても、これまでも様々な議論がなされて、流水型ダムによらざるを得ないという一定の結論に至ったところでありまして、そうした経緯も踏まえまして、この検証の方針によりまして、検証は出来る限り早期に進めていただきたいと思いますと思っております。以上です。

【司会】

ありがとうございました。それでは河川部長。

【河川部長】

河川部長の森川でございますが、本日の検証の方針につきましてですね、検討の場の構成員の皆様方の認識を共有させていただきまして、予断なくではございますが速やかに検証を進めさせていただきます。以上でございます。

【司会】

その他、何かご質問などございませんでしょうか。

【司会】

佐賀市長様よろしく申し上げます。

【佐賀市長】

私のとなりに座っておられるですね、松本神埼市長とよく話をするのですが、数年前に嘉瀬川ダムが出来上がった時ですね、よかねえと言う事で、うちも城原が同じ頃にいろいろ問題提起があって、片方はまだ全然手もついでいない、片方は出来上がったという、そういうですね、地域の皆さん達の心の内がものすごく伝わってきたと、そういう意味では早めにこの部分の実現できるように関係者の皆さん達のご苦労をお願いしたい。そういうことを念を押させていただきたいと思います。

【司会】

ありがとうございました。他、特によろしいでしょうか。

それでは、議事を進めさせていただきます。

次の次第としまして、「複数の治水対策案の立案及び概略評価による治水対策案の抽出について」ということで、事務局案をご説明させていただきますので、構成員の皆様方にご意見をいただきまして、議論を深めさせていただければというふうに考えております。宜しくお願い致します。

それでは、筑後川河川事務所の渡部所長よりご説明致します。

【筑後川河川事務所所長】

筑後川河川事務所所長の渡部でございます。よろしくお願いたします。

【資料－4】の「複数の治水対策案の立案及び概略評価による治水対策案の抽出」についてご説明させていただきます。

まず城原川における治水対策の現状及び課題についてご説明します。

城原川の治水対策は、佐賀県管理時代における昭和 22 年の河川局部改良事業以

降、河川の拡幅や築堤、河道掘削等の河川改修を実施してきております。その間も右中央の写真にもありますように昭和 28 年 6 月洪水などによりまして被害を受けているところです。昭和 55 年には国土交通省の管理区間に編入されまして、それ以降も引き続き河川改修を進めてきております。

しかし、右上写真にあります平成 21 年 7 月、また右下写真にあります平成 22 年 7 月において計画高水位を上回るような大きな洪水が連続して発生するなど、未だ整備途中段階にあります。

また、城原川中流域において、堤内地盤高より平均河床高の方が高い、いわゆる天井河川となっております。周辺には神埼市の中心市街部が広がり、地域の基幹道路であります国道 34 号や J R 長崎本線などがありまして、一度洪水が氾濫しますと広範囲において甚大な被害が発生することが想定される河川となっております。

次、お願いします。

次に複数の治水対策案の立案にあたって目標とする流量についてご説明します。

前回の準備会でも同様の説明をさせていただいておりますので、簡単に説明させていただきます。

筑後川水系河川整備計画は概ね 50 年に 1 回の確率で発生する規模の洪水の安全な流下を図ることを目標としております。城原川については、表の中にごございます目標流量、毎秒 540m³ として、洪水対策に関する整備としまして、城原川ダムにより洪水を調節し、さらに河道掘削及び堤防の拡幅等を行うことで、洪水の安全な流下を図ることとしています。

治水対策案の立案にあたりましては先程の目標流量毎秒 540m³ に対する城原川ダムによる洪水調節効果約毎秒 210m³ を代替する幅広い治水対策案を立案することとしております。

次、お願いします。

次に複数の治水対策案の立案についてご説明します。

次、お願いします。

治水対策案検討につきましては「治水対策案立案の基本的な考え方」を今からご説明します。

検討にあたっては「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に示されている方策を参考にして、様々な方策を組み合わせ、できる限り幅広い治水対策案を立案することとしています。

考え方として、まず、治水対策案は河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案します。

城原川ダム検証における治水対策の立案にあたりましては、大臣管理区間においては筑後川水系河川整備計画にて想定している目標と同程度、佐賀県管理区間については大臣管理区間の計画と整合のとれた計画で事業を進められていることから、大臣管理区間で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、治水対策案ごとに河道断面や洪水調節施設の規模等を設定することとします。

また、治水対策案の立案にあたりましては、「実施要領細目」に示されている各方策の適用性を踏まえて組み合わせ検討します。

次、お願いいたします。

次に、治水対策案立案の組み合わせの考え方についてご説明します。

複数の治水対策案の立案にあたりましては、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成するために、検証対象ダムに代替する効果を有する方策の組み合わせ案について、城原川沿川の地形・地域条件、既施設を踏まえ検討することを基本としています。

検討にあたりましては、一つ目として、各方策の治水上の効果の内容や効果が発現する場所を考慮しつつ、目標を達成するための方策の組み合わせを検討します。

二つ目として、単独の方策では効果を期待できないものについては、他の方策と併せることで効果の発揮が期待される方策の組み合わせについて検討します。

三つ目としまして、河道のピーク流量を低減させたり、流下能力を向上させたりする機能がない方策や、効果を定量的には見込むことが困難な方策については、効果の維持・保全や目標を上回る洪水への対応等の視点で有効となる組み合わせについて検討します。

次、お願いします。

「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に示されている方策について、河川を中心とした対策として城原川流域への適用性についてまとめた表になります。

青色で着色している箇所は、今回の検討において組み合わせの対象としている方策となります。黄色の箇所は、河道・流域管理・災害時の被害軽減の観点から推進を図る方策ですが、これらについては全ての案に共通する方策となります。着色がない箇所については、今回の検討において組合せの対象としなかった方策になります。対象としなかった理由につきましては、適用性の欄に記述のとおりでございます。

次、お願いします。

次に流域を中心とした対策についてですが、緑色で着色している箇所が、今回の検討において組み合わせの対象としている方策となります。黄色の箇所は、先程の河川を中心とした対策と同様に、河道・流域管理・災害時の被害軽減の観点から推進を図る方策であり、これらについては全ての案に共通する方策となります。着色がない箇所については、今回の検討において組合せの対象としなかった方策になります。対象としなかった理由については、適用性の欄に記述のとおりでございます。

次、お願いします。

次に治水対策案の組合せの考え方について説明します。

治水対策案については、代表的な方策別に5つにグループ化により検討しまして、各対策と組み合わせる河道の対策は、用地買収、構造物の改築が一番少なくなりコスト的に最も優位と想定される「河道の掘削」としております。

1 つ目は「洪水を安全に流下させる案」として、流域の地形・地域条件に応じて適用可能な「河道の掘削」、「堤防のかさ上げ」、「引堤」、「放水路」を検討しております。2 つ目は「できるだけ洪水を河道外に一部貯留する案」として、できるだけ洪水を河道外に貯留させるための「遊水地」を検討したうえで、安全度が不足する分について河道の対策の組み合わせを検討しております。3 つ目は「できるだけ既存施設を活用して洪水を調節する案」として、できるだけ既存施設を活用する方策として、城原川沿川に現存する「野越し」を活用したうえで、安全度が不足する分については河道の対策や河道外に貯留する対策の組み合わせを検討しております。4 つ目は「できるだけ雨水の河川への流出を抑制する案」として、できるだけ「雨水貯留施設」、「雨水浸透施設」、「水田等の保全（機能向上）」対策を実施し雨水の河川への流出を抑制したうえで、安全度が不足する分について河道の対策や河道外に貯留する対策案の組み合わせを検討しております。5 つ目は「既存施設を活用したうえで、できるだけ雨水の河川への流出を抑制する案」として、城原川沿川に現存する「野越し」を活用するとともに、できるだけ「雨水貯留施設」、「雨水浸透施設」、「水田等の保全（機能向上）」対策を実施し雨水の河川への流出を抑制したうえで、安全度が不足する分については河道の対策や河道外に貯留する対策の組み合わせを検討しております。

次、お願いします。

今説明しました組み合わせにつきまして一覧表で整理して示しております。

全部で 16 の治水対策案を立案しております。表の一番左側が河川整備計画の城原川ダム案となります。その右の対策案①～⑯が河川整備計画と同程度の治水安全度を確保するためのダムに代わる治水対策案となります。この 16 の対策案は、沿川の地形や土地利用状況などを考慮して組み合わせ、立案しております。

なお、「輪中堤」及び「宅地のかさ上げ・ピロティ建築等」につきましては、検討結果により外水による宅地への影響がないことから、組合せの対象から除外しております。

また、全ての案で河川整備計画に位置付けられた河道改修を行うこととしております。

次、お願いします。

まず「河川整備計画」に位置付けられた対策についてご説明します。

河川整備計画では、河道改修として河道の掘削や築堤を実施するとともに、城原川ダムを建設することにより、河川整備計画で目標とする治水安全度を確保します。

また、河道改修により影響がある橋梁の改築を行います。左上枠の中に河川整備計画における河道改修として河道掘削、築堤等の数量を記載しておりますが、これは今後必要となる残工事の概算数量になります。

このあとに各案について説明していきますけども、同様に目標達成までに必要となる工事の概算数量を取りまとめております。

また、城原川ダムとしては、ダム高約 60m の重力式コンクリートダムの型式で流

水型ダムとしております。中段下に「河川整備計画の目標流量」および「河道の整備目標流量」を示しております。河川整備計画では、基準地点の日出来橋地点において城原川ダムによる洪水調節後の河道の整備目標流量を毎秒 330m³ とすることを示しております。

次、お願いします。

以下、続けて対策案を説明します。

次に「洪水を安全に流下させる案」としまして、対策案①の「河道の掘削」についてご説明します。

先程説明しました河川整備計画に盛り込まれている河道改修を実施するとともに、流下能力が不足する箇所でも河道の掘削を行い、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保するものです。また、河道掘削により影響がある橋梁の改築を行います。

この対策案で想定される事業のうち、河川整備計画における河道改修分とダム代替に相当する治水対策案を左上に記載しております。

治水対策案の内容としましては、河川整備計画における河道改修内容に加えまして河道掘削が約 60 万 m³、築堤約 4 万 m³ となり、これに伴う地盤改良が約 6km、18 の橋、6 つの堰の改築が必要となります。地盤改良については、軟弱地盤対策として基準等に基づき必要な範囲の対策を考えているところです。以降の各対策案についても同様な形で取りまとめております。右側の平面図に対策のイメージをまとめています。凡例で「河川整備計画」としているものが河川整備計画における河道改修になります。「治水対策案」としているものが今回ダムに替わる治水対策案として新たに行う対策になります。

次、お願いします。

次に対策案②ということで「堤防のかさ上げ」についてご説明させていただきます。

河川整備計画に盛り込まれている河道改修を実施するとともに、堤防のかさ上げにより、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保するものです。

治水対策案の内容としましては、河道掘削が約 8 万 m³、築堤が約 70 万 m³ となり、これに伴う地盤改良が約 17km、21 の橋の改築が必要となります。また、堤防のかさ上げに伴い、用地買収や家屋補償 392 戸の移転が必要となります。

次、お願いします。

次に対策案③「引堤」について説明します。

河川整備計画に盛り込まれている河道改修を実施するとともに、引堤を行い、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保するものです。

治水対策案の内容としましては、河道掘削が約 55 万 m³、築堤が約 47 万 m³ となり、これに伴う地盤改良が約 9km、22 の橋の改築が必要となります。また、引堤に伴い、用地買収や家屋補償が 354 戸の移転が必要となります。

次、お願いします。

次に対策案④で「放水路（筑後川ルート）」と「河道の掘削」を組み合わせる案に

ついてご説明します。

河川整備計画に盛り込まれている河道改修を実施するとともに、城原川 9k000 付近から筑後川下流部へ放水路を建設し、放水路呑口建設予定地から上流の流下能力が不足する箇所を河道の掘削を行い、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保します。治水対策案として放水路の延長約 8km、築堤が約 66 万 m³、これに伴う地盤改良が約 16km 必要となります。また放水路の新設に伴い、用地買収や家屋補償 124 戸の移転、41 の橋の新設が必要となります。中央の放水路ルートイメージにて赤色の点線で示しているのが放水路の位置となります。

次、お願いします。

次に対策案の⑤です。「放水路（田手川ルート）」と「河道の掘削」を組み合わせる案についてご説明します。

河川整備計画に盛り込まれている河道改修を実施するとともに、城原川 9k000 付近から田手川へ放水路を建設し、放水路呑口建設予定地から上流の区間及び田手川の放水路により流量が増加する区間において、流下能力が不足する箇所を河道の掘削を行い、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保します。

治水対策案として放水路の延長約 1.8km、地盤改良が約 3.6km、田手川の河道掘削が約 112 万 m³ 必要となります。また放水路の新設に伴い、用地買収や家屋補償 60 戸の移転、19 の橋の新設や改築が必要となります。中央の放水路ルートイメージにて赤色の点線で示しているのが放水路の位置になります。

次、お願いします。

次に「できるだけ洪水を河道外に一部貯留する案」として、対策案⑥「遊水地（地役権方式）」と「河道の掘削」を組み合わせる案について説明します。

河川整備計画に盛り込まれております河道改修を実施するとともに、地役権方式による遊水地を建設し、遊水地の治水効果が及ばない遊水地よりも上流の区間及び下流の治水効果が不足する区間で河道の掘削を行い、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保します。中央に「河川整備計画の目標流量」と「治水対策案の河道配分流量」を示しておりますけれども、地役権方式の遊水地 8 箇所を每秒約 150m³ の流量低減効果を見込みまして、日出来橋地点で治水対策案の河道配分流量を每秒 390m³ としています。

治水対策案として遊水地建設に伴う周囲堤約 9km、地盤改良が約 18km 必要となり、用地買収や地役権補償約 78ha が必要となります。その他の河道改修として、河道掘削が約 25 万 m³、4 つの橋、6 つの堰の改築が必要となります。

次、お願いします。

次に、対策案⑦の「遊水池（掘込方式）」と「河道の掘削」を組み合わせる案についてご説明します。

河川整備計画に盛り込まれている河道改修を実施するとともに、掘込方式による遊水池を建設し、遊水池の治水効果が及ばない遊水池よりも上流の区間及び下流の治水効果が不足する区間で河道の掘削を行い、河川整備計画と同程度の治水安全度

を確保します。この対策案では掘込方式の遊水地 6 箇所毎秒約 210m³ の流量低減効果を見込み、日出来橋地点で治水対策案の河道配分流量を毎秒 330m³ としています。

治水対策案として遊水地建設に伴う周囲堤約 7km、地盤改良が約 14km 必要となり、用地買収が約 87ha が必要となります。その他の河道改修として、河道掘削が約 2 万 m³、4 つの橋と 5 つの堰の改築が必要となります。

次、お願いします。

次に「できるだけ既存施設を活用して洪水を調節する案」として、対策案⑧「河道の掘削」と「部分的に低い堤防の存置」を組み合わせる案についてご説明します。

河川整備計画に盛り込まれている河道改修を実施するとともに、城原川沿川に残存する部分的に低い堤防（まあ、野越しと呼んでますけども）を存置します。さらに、野越しの治水効果が及ばない野越しよりも上流の区間及び下流の治水効果が不足する区間において河道の掘削を行うことにより河川整備計画と同程度の治水安全度を確保します。

この案では部分的に低い堤防（野越し）の存置 5 箇所毎秒約 50m³ の流量低減効果を見込み、日出来橋地点で治水対策案の河道配分流量を毎秒 490m³ としています。

治水対策案として部分的に低い堤防（野越し）の存置に伴い、野越しからの氾濫による家屋浸水を防ぐための受堤として約 3km、地盤改良が約 5km 必要となります。また、存置に伴い、用地買収や地役権補償約 32ha が必要となります。その他、河道改修として河道掘削が約 46 万 m³、築堤約 3 万 m³、これに伴う地盤改良が約 6km、17 の橋、6 つの堰の改築が必要となります。

次、お願いします。

次に、対策案⑨ですが、「遊水地（地役権方式）」と「河道の掘削」と「部分的に低い堤防の存置」を組み合わせる案についてご説明します。

河川整備計画に盛り込まれている河道改修を実施するとともに、城原川沿川に残存する部分的に低い堤防（野越し）を存置します。さらに、野越しの治水効果が及ばない野越しより上流の区間において河道の掘削を行うとともに、下流の治水効果が不足する区間において地役権方式の遊水地を建設し、それでも流下能力が不足する区間において河道の掘削を行うことにより、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保します。この案では部分的に低い堤防（野越し）の存置 5 箇所と地役権方式の遊水地 3 箇所毎秒約 130m³ の流量低減効果を見込み、日出来橋地点で治水対策案の河道配分流量を毎秒 410m³ としています。

治水対策案として遊水地建設に伴う周囲堤約 4km、地盤改良が約 8km 必要となり、用地買収や地役権補償約 42ha が必要となります。部分的に低い堤防（野越し）の存置としては、野越しからの氾濫による家屋浸水を防ぐための受堤約 3km、地盤改良約 5km 必要となり、存置に伴い用地買収や地役権補償約 32ha が必要となります。

その他、河道改修として河道掘削が約 35 万 m³、4 つの橋、6 つの堰の改築が必要となります。

次、お願いします。

次に対策案⑩ですが「遊水地（掘込方式）」と「河道の掘削」と「部分的に低い堤防の存置」を組み合わせる案についてご説明します。

河川整備計画に盛り込まれている河道改修を実施するとともに、城原川沿川に残存する部分的に低い堤防（野越し）を存置します。さらに、野越しの治水効果が及ばない野越しよりも上流の区間において河道の掘削を行うとともに、下流の治水効果が不足する区間において掘込方式の遊水地を建設し、それでも流下能力が不足する区間において河道の掘削を行うことにより、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保します。この案では部分的に低い堤防（野越し）の存置 5 箇所と掘込方式の遊水地 3 箇所ですべて毎秒約 160m³ の流量低減効果を見込み、日出来橋地点で治水対策案の河道配分流量を毎秒 380m³ としています。

治水対策案として遊水地建設に伴う周囲堤約 4km、地盤改良が約 8km 必要となり、用地買収が約 53ha 必要となります。部分的に低い堤防（野越し）の存置としては、野越しから氾濫による家屋浸水を防ぐための受堤約 3km、地盤改良が約 5km 必要となりまして、存置に伴い用地買収や地役権補償約 32ha が必要となります。その他河道改修として河道掘削が約 21 万 m³、4 つの橋、6 つの堰の改築が必要となります。

次、お願いします。

次に「できるだけ雨水の河川への流出を抑制する案」ということで、対策案⑪の「雨水貯留施設」、「雨水浸透施設」、「水田等の保全（機能向上）」と「河道の掘削」を組み合わせる案についてご説明します。

河川整備計画に盛り込まれている河道改修を実施するとともに、流域内の学校、公園を対象にした雨水貯留施設や家屋を対象とした雨水浸透施設を設置し、水田等の保全を行います。さらに、これによる治水効果が不足する分については、流下能力が不足する箇所で河道の掘削を行うことにより、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保します。この案では雨水貯留施設が 4 箇所、雨水浸透施設で約毎秒 1m³ の流量低減効果を見込み、日出来橋地点で治水対策案の河道配分流量を毎秒 540m³ としています。

治水対策案として河道掘削が約 60 万 m³、築堤約 4 万 m³ となりまして、これに伴う地盤改良が約 6km、18 の橋、6 つの堰の改築が必要となるとともに、用地買収や家屋補償 71 戸の移転が必要となります。

次、お願いします。

次に対策案⑫という「雨水貯留施設」、「雨水浸透施設」、「水田等の保全（機能向上）」と「遊水地（地役権方式）」と、それから「河道の掘削」を組み合わせる案についてご説明します。

河川整備計画に盛り込まれている河道改修を実施するとともに、流域内の学校、

公園を対象にした雨水貯留施設や家屋を対象とした雨水浸透施設を設置し、水田等の保全を行います。さらに、これによる治水効果が不足する分については、地役権方式による遊水地を建設し、遊水地の治水効果が及ばない遊水地上流及び治水効果が不足する箇所では河道の掘削を行うことによりまして、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保します。この案では雨水貯留施設4箇所と、雨水浸透施設と地役権方式の遊水地で毎秒約150m³の流量低減効果を見込み、日出来橋地点で治水対策案の河道配分流量を毎秒390m³としています。

治水対策案としては遊水地建設に伴う周囲堤約9km、地盤改良が約18km必要となり、用地買収や地役権補償約78haが必要となります。また、河道改修として河道掘削が約25万m³、4つの橋、6つの堰の改築が必要となります。

次、お願いします。

次に対策案⑬ということで「雨水貯留施設」、「雨水浸透施設」、「水田等の保全（機能向上）」と「遊水地（掘込方式）」と「河道の掘削」を組み合わせる案についてご説明します。

河川整備計画に盛り込まれております河道改修を実施するとともに、流域内の学校、公園を対象にした雨水貯留施設や家屋を対象とした雨水浸透施設を設置し、水田等の保全を行います。さらに、これによる治水効果が不足する分については、掘込方式による遊水地を建設し、遊水地の治水効果が及ばない遊水地の上流区間で河道の掘削を行い、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保します。この案では雨水貯留施設4箇所、雨水浸透施設と掘込方式の遊水地で毎秒約210m³の流量低減効果を見込みまして、日出来橋地点で治水対策案の河道配分流量を毎秒330m³としています。

治水対策案として遊水地建設に伴う周囲堤約7km、地盤改良が約14kmで、用地買収が約87ha必要で、また、河道改修としましても河道掘削が約2万m³、4つの橋と5つの堰の改築が必要ということです。

次に、お願いします。

次に「既存施設を活用したうえで、できるだけ雨水の河川への流出を抑制する案」として、対策案⑭の「雨水貯留施設」、「雨水浸透施設」、「水田等の保全（機能向上）」と「部分的に低い堤防の存置」と「河道の掘削」を組み合わせる案についてご説明します。

河川整備計画に盛り込まれている河道改修を実施するとともに、流域内の学校、公園を対象にした雨水貯留施設や家屋を対象とした雨水浸透施設を設置し、水田等の保全を行います。

さらに、城原川沿川に残存する部分的に低い堤防（野越し）を存置し、これらによる治水効果が不足する分については、河道の掘削を行うことにより、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保します。この案では雨水貯留施設4箇所、雨水浸透施設と部分的に低い堤防の存置で毎秒約50m³の流量低減効果を見込み、日出来橋地点で治水対策案の河道配分流量を毎秒490m³としています。

治水対策案として部分的に低い堤防（野越し）の存置に伴い、野越しから氾濫による家屋浸水を防ぐための受堤が約 3km、地盤改良が約 5km 必要となり、存置に伴い用地買収や地役権補償約 32ha が必要となります。

また、河道改修として河道掘削が約 46 万 m³、築堤が約 3 万 m³、これに伴う地盤改良が約 6km、17 の橋、6 つの堰の改築が必要となります。

次、お願いします。

次に対策案⑮の「雨水貯留施設」、「雨水浸透施設」、「水田等の保全（機能向上）」と「部分的に低い堤防の存置」、「遊水地（地役権方式）」と「河道の掘削」を組み合わせる案についてご説明します。

河川整備計画に盛り込まれている河道改修を実施するとともに、流域内の学校、公園を対象にした雨水貯留施設や家屋を対象とした雨水浸透施設を設置し、水田等の保全を行います。さらに、城原川沿川に残存する部分的に低い堤防（野越し）を存置し、野越しの治水効果が及ばない野越しよりも上流の区間において河道の掘削を行うとともに、下流の治水効果が不足する区間において地役権方式の遊水地を建設し、それでも流下能力が不足する区間において河道の掘削を行うことにより、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保します。この案では流域対策と部分的に低い堤防の存置、地役権方式の遊水地で毎秒約 130m³ の流量低減効果を見込み、日出来橋地点で治水対策案の河道配分流量を毎秒 410m³ としています。

治水対策案として部分的に低い堤防（野越し）の存置に伴い、野越しから氾濫による家屋浸水を防ぐための受堤が約 3km、地盤改良が約 5km 必要となり、存置に伴い用地買収や地役権補償約 32ha が必要となります。また、遊水地建設に伴う周囲堤約 4km、地盤改良が約 8km 必要となり、用地買収や地役権補償約 42ha が必要となります。その他、河道改修として河道掘削が約 35 万 m³、4 つの橋、6 つの堰の改築が必要となります。

次、お願いします。

次に対策案⑯の「雨水貯留施設」、「雨水浸透施設」、「水田等の保全（機能向上）」と「部分的に低い堤防の存置」、「遊水地（掘込方式）」と「河道の掘削」を組み合わせる案についてご説明します。

河川整備計画に盛り込まれている河道改修を実施するとともに、流域内の学校、公園を対象にした雨水貯留施設や家屋を対象とした雨水浸透施設を設置し、水田等の保全を行います。さらに、城原川沿川に残存する部分的に低い堤防（野越し）を存置し、野越しの治水効果が及ばない野越しよりも上流の区間において河道の掘削を行うとともに、下流の治水効果が不足する区間において掘込方式の遊水地を建設し、それでも流下能力が不足する区間において河道の掘削を行うことにより、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保します。この案では流域対策と部分的に低い堤防の存置、掘込方式の遊水地で毎秒約 160m³ の流量低減効果を見込み、日出来橋地点で治水対策案の河道配分流量を毎秒 380m³ としています。

治水対策案として部分的に低い堤防（野越し）の存置に伴い、野越しから氾濫に

よる家屋浸水を防ぐための受堤が約 3km、地盤改良が約 5km 必要となり、存置に伴い用地買収や地役権補償約 32ha が必要となります。また、遊水地建設に伴う周囲堤約 4km、地盤改良が約 8km 必要となり、用地買収が約 53ha が必要となります。そのほか、河道改修として河道掘削が約 20 万 m³、4 つの橋、6 つの堰の改築が必要となります。

以上が 16 の対策案の説明でございました。

次に概略評価による治水対策案の抽出についてご説明します。

次、お願いします。

これまで説明しました複数の治水対策案について、治水対策案が多い場合には、概略評価を行うことにより、2～5 案程度の治水対策案を抽出するよう「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に示されております。

概略評価による治水対策案の抽出の考え方ですが、まず、評価軸で概略的に評価すると、1 つ以上の評価軸に関して、明らかに不適当と考えられる結果となる場合は、当該治水対策案を除きます。次に、同類の治水対策案がある場合は、それらの中で比較し最も妥当と考えられるものを抽出することとなります。

次、お願いします。

今回提示しました複数の治水対策案について、各グループ内で比較を行い、最も妥当な案を抽出することとしました。比較においてはコストを重視し、コスト的に最も有利な案を治水対策案として抽出することとしました。

次、お願いします。

概略評価による治水対策案の抽出についてご説明します。

まず、グループ 1 の「洪水を安全に流下させる案」ですが、5 案の中で「コスト」の観点から対策案①の「河道の掘削」を抽出しております。次にグループ 2 の「できるだけ洪水を河道外に一部貯留させる案」になりますけども、これも「コスト」の観点から対策案⑦の「遊水地（掘込方式）」と「河道の掘削」を組み合わせる案を抽出しております。グループ 3 の「できるだけ既存施設を活用して洪水を調節する案」も「コスト」の観点から対策案⑩の「部分的に低い堤防の存置」「遊水地（掘込方式）」「河道の掘削」を組み合わせる案を抽出しております。次にグループ 4 の「できるだけ雨水の河川への流出を抑制する案」ですが、これも「コスト」の観点から対策案⑬の「雨水貯留施設」「雨水浸透施設」「水田等の保全（機能向上）」「遊水地（掘込方式）」「河道の掘削」を組み合わせる案を抽出しております。最後にグループ 5 の「既存施設を活用したうえで、できるだけ雨水の河川への流出を抑制する案」についても「コスト」の観点から対策案⑯の「雨水貯留施設」「雨水浸透施設」「水田等の保全（機能向上）」「部分的に低い堤防の存置」「遊水地（掘込方式）」「河道の掘削」を組み合わせる案を抽出しました。

以上が概略評価による治水対策案の抽出となります。今回抽出しました案につきましては、皆様からのご意見を踏まえつつ、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき評価軸評価を実施することとなります。

次、お願いします。

評価軸と評価の考え方につきましては、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の資料を抜粋して示しております。

今後、これに示します「安全度」「コスト」「実現性」「持続性」「柔軟性」「地域社会への影響」「環境への影響」という7つの評価軸に基づき評価を実施することになります。

以上で説明を終わります。

【司会】

ありがとうございました。

かなり内容が詰め込まれた資料になっておりましたけども、少し整理しますと、3 ページ、4 ページまでが治水対策案立案にあたっての前提条件となる基本的な考え方について説明させていただいて、5 ページ、6 ページにつきましては、検証の再評価実施要領細目に示されております 26 方策について城原川への適用性についてを検討したものになっております。7 ページですけども、治水対策案につきましては、流域特性など踏まえて、各方策、代表的な方策別にグループ化して検討しているということを示しております。そして8 ページですけども、その検討により今回組み合わせとして16案できておりますけども、河川を中心とした対策や流域を中心とした対策ということで立案されております。9 ページからは、9 ページが現計画ということになりますけども、それ以降、組み合わせをした16案についての個別の説明をさせていただいているところでございます。続きまして、27 ページで、この16案について2～5案程度に抽出するというところについての考え方を記載して、抽出した結果としまして28 ページ、結果として各グループ毎に抽出してまして、緑のハッチが掛かっている部分、そういったところを抽出しているということのご説明をさせていただいたところでございます。

それでは、構成員の皆様方からご意見を頂きまして、議論を深めていきたいと考えてございます。現時点の資料でございますが、ご意見などいかがでしょうか。

【神埼市長】

ちょっと、私の方からよく理解できない事項を質問したいと思いますが、実は、私は平成17年、町長ということで首長会議に関わらせていただいて、その時点においても色々検討は出て参りました。今回今日これに色々案を示していただきまして、ちょっと中身的にはどうか分かりませんが、そのためにちょっとお尋ねしたいと思うんですが、以前に首長会議の席の中で、野越しを使って、今回も既存の施設を使ってというのがありましたが、そういった中で、野越しを越流させて一定の洪水といいますか、そういったものは受忍しなければならないと、そういった形での整備でもいいのではないかと、ある首長さんからのご意見とか出ておりましたけど、そのようなことが今回のこの検討の中に、対応の中に入っているとすれば

私は一つもそういったことが無いようにしてほしいと、こういう願いをもっておりますけども、そういった含みがこの中にあるのか、考え方として、整備の4ページにありまして、なるほどこういった整備で私いいと思うんですけども、その中で、既存の施設を使ってですね若干の洪水と言いますか、そういった事が許容できるような検討の、整備の仕方というのが類型されているとすればですね、ちょっと私は問題ではなからうかと思ったから、お尋ねしてみたところでございます。宜しくお願ひ致します。

【司会】

只今、神埼市長様から当時の首長会議の中で野越しを活用して洪水を受忍するという案があったけども、そういった案がこの中に含まれているかどうかといった事でご質問がありました。

【河川調査官】

河川調査官してます宮本と申します。私の方から、お答えをさせていただきたいと思っております。

いま、筑後川河川事務所の所長から説明をさせていただいた中で、既存の施設を活用してということで、野越しを活用する案というものも、いくつか説明させていただいたところでございますけども、今回の立案にあたっては、ダム検証の実施要領細目の中では、河川整備計画と同等の治水安全度の確保を基本とするというルールがございますので、今回であれば目標流量として、毎秒 540m³ の安全度は確保するというので、全立案をしております。ですので、野越しを活用する案もございましたけども、野越しを活用する案も、ちょっと説明が十分でなかったかも知れませんが、基本的には、受け堤みたいなものを作って、家屋には浸水が及ばないような案で今回は立案をさせていただいておるということでございまして、洪水を受忍するというような、そんな案があるのかというご指摘・ご質問だったかと思っておりますけども、そのような洪水を受忍するといったような考え方の案についてはですね、今回の検討のケースの中には入っていないということでございます。

【神埼市長】

有り難うございました。了解いたしました。

【司会】

それでは他にご意見等ございますでしょうか。

【佐賀市長】

私のところは城原川のことなのですが、城原川の一番末の河口の方で佐賀江川と、排水の部分では、ぶち当たる部分があって、いま国土交通省で造って頂いております。

す蒲田津のポンプ場等、城原川の流量を考えながらポンプを掛けたりと時間的な制約等もあっているようにも聞いております。そういう中で、当然上流部で対策を取っていただきますと、13 ページのところを今開いていますが、ここで佐賀江川とぶち当たるところでの流量がかなり現行の部分とは比べますと緩和されると期待しておりますが、その期待度がどれくらい出るのかですね、逆にここが悪い方向に転じるということはないのかどうかですね、そこら辺を教えてくださいたいです。

【河川部長】

河川部長の森川ですが、佐賀江川は市長ご存じのように非常に蛇行していた。蛇行していたのをショートカットしてスムーズに流そうということと、もう一つ、佐賀平野は非常に低地でございますので、脊振の山裾の方に巨勢川調整池を造って、山水を止めまして佐賀江川全体の水位を下げ、佐賀市内の水はけを良くしたうえでポンプで吐き出しています。ポンプで吐き出す時に城原川の水位が低い方が吐き易くなります。そう言う観点では城原川の治水対策をすることで佐賀江川が安全になってくると思っております。

【司会】

よろしいでしょうか。その他、何かご質問等はございませんでしょうか。
佐賀市長様

【佐賀市長】

参考まで 24 年にあった災害の時には満潮時と重なると佐賀江川合流点付近は水位が一杯一杯になっていると、あれがピークだとすると、それから何割がたか楽になると捉えてもよろしいでしょうか。

【河川部長】

数値はにわかにはお答えできませんが、城原川の水位は下がる方向になります。

【司会】

それでは、佐賀県知事様

【佐賀県知事】

先ほどから早急な検討をというお話をさせていただいておりますが、そのためにも県民の関心はダムコストだと思いますので、それについても早めに是非お願いしたいと思います。

【河川調査官】

今日はダム以外の対策案につきまして、コストまでご説明させていただいたとこ

ろでございます。ダムについては先ほど【資料－3】で説明しましたが、本日は検証の方針ということで、どういう形のダムで検証を進めるかということをご説明させていただいて、皆さんに確認を頂いたと、共通の認識を得たと思いますので、ダムの費用につきましては、次回以降の検討の場でお示しして、ご説明をさせていただきたいと考えております。

【司会】

神埼市長様

【神埼市長】

先ほどの質問と関連してですが、従来野越しを利用して引堤を造るという考えがありました。これは雨が城原川流域だけに降れば良いですが、市内も雨はたくさん降っていると思います。そうすると内水位が上がっていると思いますので、大変ではないかと思います。結局、水位があがり、なお、私個人としては城原川の水は城原川で処理する方針・方策を是非ともお願いしたいと思います。

【河川調査官】

ありがとうございます。そう言った意見も含めて【資料－4】の最後のところで簡単にふれさせて頂きました。今後、様々な評価軸の中で総合的に評価することになりますので、そちらの中でそういった観点も併せて評価をさせていただきたいと思います。

【司会】

他にご意見等ございませんでしょうか

それでは議事を次に進めさせていただきます。

次ですけれども「城原川ダム事業の検証に係る検討に関する意見募集について」ということでございます。次回以降城原川ダムを含む案と今回抽出いたしました城原川ダムを含まない案について評価軸ごとの評価を行っていくこととしております。今回は「複数の治水対策案を立案・抽出」を行いました。これらにつきましてはパブリックコメントを実施したいというふうに考えております。その内容につきまして、引き続き私の方からご説明をさせていただきたいと思います。

【資料－5】をご覧いただきたいと思います。縦のペーパーです。「城原川ダム事業の検証に係る検討に関する意見募集について」という資料でございます。ダム事業の検証に係る再評価実施要領細目では、主要な段階でパブリックコメントを行うこととなっております。今回パブリックコメントを実施したいというふうに考えております。

内容につきましては、まず1ページ目「意見募集対象」でございますが、本日も説明した、複数の治水対策案の立案及び概略評価による治水対策案の抽出につつま

して、本日の説明資料を参考にしまして1番としまして「提示した対策案以外の具体的対策案の提案」、2番としまして「複数の対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見」ということで意見を募集させていただきたいと思っております。

募集期間ですが、2番にありますように、明日5月19日からホームページ等へ掲載して記者発表もさせていただきましたうえで、6月17日まで30日間、6月17日17時15分必着ということで考えております。

意見の提出方法としまして「3.」に記載している通りでございますが、郵送、FAX、電子メール、回収箱への投函と4つの方法で実施させていただきたいと考えております。閲覧の場所につきまして、最後のページをご覧ください。国土交通省の筑後川河川事務所佐賀庁舎をはじめとしまして、検討の場の構成員でございます佐賀県様、佐賀市様、神崎市様にもご協力を頂きまして対応を考えてございます。

構成員の皆様方におかれましては、ご協力のほど、よろしくお願い致します。

以上でご説明を終わります。

何かご質問等はございませんでしょうか。

佐賀県知事様。

【佐賀県知事】

これは私からのお願いですけれども、今日もこうやって公開でやっていただいているのは非常に素晴らしいと思っております。これからも是非県民の信頼を得ながらやっていただきたいと思います。これまで長年色々な経緯もありますし、様々な思いの中で色々ご意見がありますので、そうした様々な県民の意見には真摯に向かい合っご対応いただきたいと思います。そして、検証を速やかに進めていただきたいと思います。お願いしておきたいと思っております。

【河川調査官】

ありがとうございます。パブリックコメントを30日間させて頂くことで様々な意見を県民の皆様からもいただくとお思いますので、そういったものを含めて丁寧に検証を進めて参りたいと思っております。

【司会】

その他、何かご意見等ございませんでしょうか。

神崎市長様、よろしくお願い致します。

【神崎市長】

とにかく私はですね、今回の検討の場を開いていただいたことにお礼を申し上げます。今、知事さんからも早くというような言葉がある訳ですが、本当に嬉しく思います。今日、ゲリラ豪雨がどこでいつあるか分からない状態にして、これが本当に城原川流域に100mm/hでも降りましたら、私達どもは皆お手上げで

ございます。そのようなことを考えたとき一日でも早く検証が進むように、簡素化してくださいとかのお願いではなく、きちっとやっていただきたい。それで手続きは手続きとして、しかし、出来るだけ早くお願いしたいと思いますし、一日でも早く、私は安全になるようなことを実現していただくことをお願いして、意見を述べさせていただきますと思っています。本当、今日はありがとうございます。

【司会】

ありがとうございました。

それでは、本日皆様方から頂きましたご意見やご要請を踏まえまして、引き続き次の詳細な検討に入るとともに、併せてパブリックコメントを実施して参りたいと考えております。

以上をもちまして予定した議事を終了したいと思います。

最後に何かご質問やご意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、最後になりますが、九州地方整備局長より一言ご挨拶申し上げます。

【整備局長】

本日は本当に貴重なご意見を賜り、ありがとうございました。

検討の方針と治水対策の考え方、それからどういう形で進めていくかと言うことにつきまして、ご確認を頂いたと思っています。知事さんからもお話がありましたように、今後、パブリックコメントを進めて参りますけれども、速やかに検証を進めたいと言うことと様々な意見がある中で丁寧に進めて参りたいと、意見を踏まえてしっかりとやっていきたいと思っていますので、今後ともどうぞご協力の程よろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

【司会】

これをもちまして第1回の検討の場を終了とさせていただきます。

本日は誠に、ありがとうございました。